



鳥取県公報

平成 27 年 1 月 9 日 (金)
第 8 6 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (1) (広報課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (2) (情報政策課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (3) (観光戦略課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4) (経済産業総室) 2
	農用地利用配分計画の縦覧 (5) (経営支援課) 4
	飼料の試験の結果の概要 (6) (畜産課) 4
	地域森林計画の決定 (7) (林政企画課) 5
	地域森林計画の変更 (2 件) (8・9) (〃) 5
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (10~12) (森林づくり推進課) 5
	都市計画の変更 (13) (技術企画課) 7
	一般国道の区域の変更 (14) (道路企画課) 7
	県道の区域の変更 (15) (〃) 8
	県道の供用の開始 (16) (〃) 8
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (17) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	介護老人保健施設の開設の許可 (18) (〃) 9
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (19) (東部福祉保健事務所) 9
	土地改良区の役員の就退任 (20) (東部農林事務所) 9
	採石法による採取計画の認可の公表 (21) (鳥取県土整備事務所) 10
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (22) (〃) 10
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (1) 11
◇ 公 告	生産事業者講習会の開催 (森林づくり推進課) 11
	都市計画の変更案の縦覧 (2 件) (技術企画課) 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 13

告 示

鳥取県告示第1号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県基幹的情報発信業務 プロポーザル審査会	基幹的情報発信業務に係る受託業者 の選定に関する事項	平成27年1月27日から 同年2月13日まで	広報課

鳥取県告示第2号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県庁新基幹業務システム 構築・保守等業務企画提 案書評価委員会	鳥取県庁新基幹業務システム構築・保 守等業務の受託者の選定に関する事項	平成27年1月9日から 同年8月31日まで	情報政策課

鳥取県告示第3号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県旅行者誘客のための パブリシティ業務プロポー ザル審査会	旅行者誘客のためのパブリシティ業務 に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年2月2日から 同月13日まで	観光戦略課

鳥取県告示第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子しんまち 米子市西福原二丁目1-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ワイエヌテイ 代表取締役 戸田 至 米子市西福原二丁目1-10
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置 7の書類に記載のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後10時まで
変更後 午前8時30分から午後10時まで（一部の駐車場は午前8時30分から午後5時まで）
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 変更前 12か所
変更後 11か所
 - (イ) 位置 7の書類に記載のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前9時から午後8時まで
変更後 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
7の書類に記載のとおり
- 5 変更する理由
7の書類に記載のとおり
- 6 届出年月日
平成26年12月16日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成27年1月9日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市今在家及び同市下郷の一部
米子市大篠津町2960-2 株式会社千友	米子市彦名新田及び同市大篠津町の一部
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
米子市葭津1563 有限会社橋本青果	米子市葭津の一部
八頭郡智頭町芦津159-3 小宮山 晃次	八頭郡智頭町大字大呂の一部
西伯郡大山町宮内220 馬田 雄一郎	西伯郡大山町宮内及び同町平の一部
日野郡日南町河上796 農事組合法人かわかみ	日野郡日南町河上の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年 1 月 9 日から 2 週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 6 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年 11 月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
日野郡日南町 日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上 3337-3 三森 一夫	日南ミックス	平成26年 11月	動物性飼料	肉骨粉	無
鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエム アール鳥取	タイプRS	〃	〃	〃	〃

東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町金屋大 高谷22-83 川東飼料組合	TMR	〃	〃	〃	〃
------------------	--------------------------------	-----	---	---	---	---

鳥取県告示第 7 号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第 6 条第 7 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 8 号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 7 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 9 号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 7 項の規定により告示する。

平成27年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第10号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年 1 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字奥流シ山1214の 4、字上六郎谷1215の 3、字中ノ谷1228の 1、1228の 2、字八ヶ谷1235の 2、1237の 2、字空道免1240の 2、字弁才天空1256の 4、字寺谷山1172の 2、字向後谷1189の 3、字相屋敷2472、2478の 2、字墓収下モ2479の 2、字登瀬原1418、字釜ノ谷奥上2588の 3、2588の 4、字塩谷奥2589の 3、2589の 4、2589の 6、字本谷上2591の 3 から2591の 9 まで、字墓収奥2592の 2、2592の30から2592の33まで、2592の44から2592の50まで、字真門2516の 3、字青山2541の 1、2541の 2、字蓼原2579、字峠2583の 5、2583の 6、2583の10、2583の21、字煤掃奥2584の 2、2584の 5、字善浪上2586の 2、字三舟山2587の 4 から2587の 8 まで、字山ノ神2262、字森ノ奥2283、大字銀山字上千軒谷689の 2、689の 4 から689の 8 まで、字片原ノ上698の 2、字塩町谷725の 2、730、字砥谷平761の 2、762の 2、字砥谷333の 1、381、382の 1、382の 2、384、

386、387、388の1、字四畝田向768、769の1、字高露805の3、805の6から805の14まで、字城山ノ下806の2、字八小屋左ノ谷側798の4、798の13、798の14、字八小屋右ノ谷側799の8、799の9、799の22

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第11号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字朝刈1024の92

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第12号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘緑字長溝119の2

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・4・21号大工町土居叶線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市興南町、富安一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成、大覚寺、的場、宮長及び叶

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

鳥取県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年1月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	八頭郡若桜町大字春米字サイノ坂620-23地先から同町大字若荷谷字休ノ上エ328-37地先まで	5.2~68.0	1,222.0

変更後	八頭郡若桜町大字春米字サイノ坂620-23地先から同町大字若荷谷字休ノ上エ328-37地先まで	5.2~68.0	1,222.0
	八頭郡若桜町大字春米字サイノ坂620-48地先から同町大字若荷谷字休ノ上エ328-37地先まで	9.4~46.5	1,363.0

鳥取県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年1月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	変更前	米子市和田町字新川尻3116-5地先から同市和田町字新川3197-16地先まで	6.1~40.8	378.0
	変更後	米子市和田町字新川尻3116-5地先から同市和田町字新川3197-16地先まで	6.1~39.2	261.0
		米子市和田町字新川尻3117-2地先から同市和田町字新川3218-1地先まで	6.1~14.9	317.0

鳥取県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年1月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市和田町字新川尻 3116-5 地先から同市和田町字新川 3197-16 地先まで	平成 27 年 1 月 9 日

鳥取県告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
社会福祉法人 博愛会	米子市一部 555	デイサービスセンタ ーココ・カラ	米子市一部255-2	平成27年1月 5日	放課後等デイ サービス

鳥取県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成27年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人同愛会 理事長 井上 貴央	ユニット型介護老人保健施設 やわらぎ	米子市新開四丁目11-13	平成27年1月1日

鳥取県告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
アクア・エール 合同会社	鳥取市新81- 2	アクア	鳥取市新81-2	就労継続支援 B型	平成26年12月 22日

鳥取県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年1月9日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理事長 小 林 照 美	鳥取市用瀬町鷹狩705
理 事 森 田 盛 気	鳥取市用瀬町鷹狩478
〃 森 尾 進	鳥取市用瀬町鷹狩24
〃 山 崎 淳	鳥取市用瀬町鷹狩701

” 小 林 純 一 鳥取市用瀬町鷹狩735
 ” 森 田 英 樹 鳥取市用瀬町鷹狩522
 ” 平 井 陽 二 鳥取市用瀬町鷹狩42-3
 監 事 大 谷 芝 毅 鳥取市用瀬町鷹狩81
 ” 森 田 正 志 鳥取市用瀬町鷹狩471
 平成26年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事長 森 尾 進 鳥取市用瀬町鷹狩24
 理 事 小 林 純 一 鳥取市用瀬町鷹狩735
 ” 森 田 英 樹 鳥取市用瀬町鷹狩522
 ” 平 井 陽 二 鳥取市用瀬町鷹狩42-3
 ” 森 田 正 志 鳥取市用瀬町鷹狩471
 ” 小 林 隆 史 鳥取市用瀬町鷹狩711
 ” 森 田 和 男 鳥取市用瀬町鷹狩521
 監 事 大 谷 芝 毅 鳥取市用瀬町鷹狩81
 ” 山 崎 淳 鳥取市用瀬町鷹狩701
 平成26年4月22日就任 任期2年

鳥取県告示第21号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
山根 茂	鳥取市河原町山手228	鳥取市用瀬町家奥字中ノ谷奥465-1外7筆（15,652.94平方メートル）	風化花崗岩（32,527立方メートル）	平成26年12月16日から平成30年12月15日まで	平成26年12月16日

鳥取県告示第22号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	

有限会社コ ウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山 町西一丁目 692	鳥取市賀露町南四丁目2359、 2360、2361(1,955平方メートル)	砂(4774.48立 方メートル)	平成26年12月22日 から平成27年10月 27日まで	平成26年 12月22日
--------------------------------	-----------------------	---	----------------------	------------------------------------	-----------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

平成27年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年1月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 日時 平成27年1月13日(火) 午後4時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
 - 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について
 - その他

公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 受講対象者
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 開催の日時及び場所
 - 日時 平成27年2月26日(木) 午前9時から午後4時まで
 - 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林水産部林業試験場
- 科目及び時間
 - 種苗に関する法令 2時間
 - 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 受講申込手続
所定の受講申込書を平成27年2月6日(金)までに住所地を管轄する県地方事務所を経由して知事に提出すること。
- 受講手数料及び納付方法
受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 携行品

筆記用具及び印章

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）

淀江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）

2 縦覧場所及び意見書の提出場所

(1) 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

(2) 鳥取県西部総合事務所米子県土整備局計画調査課（米子市糺町一丁目160）

(3) 米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）

(4) 米子市淀江支所地域生活課（米子市淀江町西原1129-1）

(5) 境港市建設部都市整備課（境港市上道町3000）

(6) 日吉津村建設産業課（西伯郡日吉津村日吉津872-15）

3 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年1月9日から同月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

変更する部分

米子市和田町

市街化調整区域

変更する部分

米子市和田町

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

(1) 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

(2) 鳥取県西部総合事務所米子県土整備局計画調査課（米子市糺町一丁目160）

- (3) 米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）
- (4) 米子市淀江支所地域生活課（米子市淀江町西原1129-1）
- (5) 境港市建設部都市整備課（境港市上道町3000）
- (6) 日吉津村建設産業課（西伯郡日吉津村日吉津872-15）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年1月9日から同月23日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

簿記検定取得等教養業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等の研修業務であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年1月28日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成27年1月9日（金）から同年2月10日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定された専修学校又は各種学校で、必要な施設を有し、必要な教材等を使用して、この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成27年1月9日(金)から同月19日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年2月10日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成27年1月29日(木)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。